

京都府久世郡久御山町域の条里型遺構について

竹原 一彦

1. はじめに

山城盆地の南部に位置する南山城地域は、南から北へと貫流する木津川流域の沖積平野と幾つかの小盆地・山間地が広がる。北流する木津川は桂川・宇治川と合流し淀川となって大阪湾に注ぐ。久世郡久御山町は3河川合流部の東側、木津川の右岸沖積地が町域となる。町域の北部には昭和初期まで宇治川遊水池の機能を果たしていた巨椋池が存在していた。

久御山町域を含む南山城の沖積地には、古代に施行された条里制土地区画を示す条里景観を良くとどめている。それは、道路・水田畦畔・水路がほぼ一町(約108～110m)間隔で、規則的に東西・南北に走り、碁盤目状を呈している。

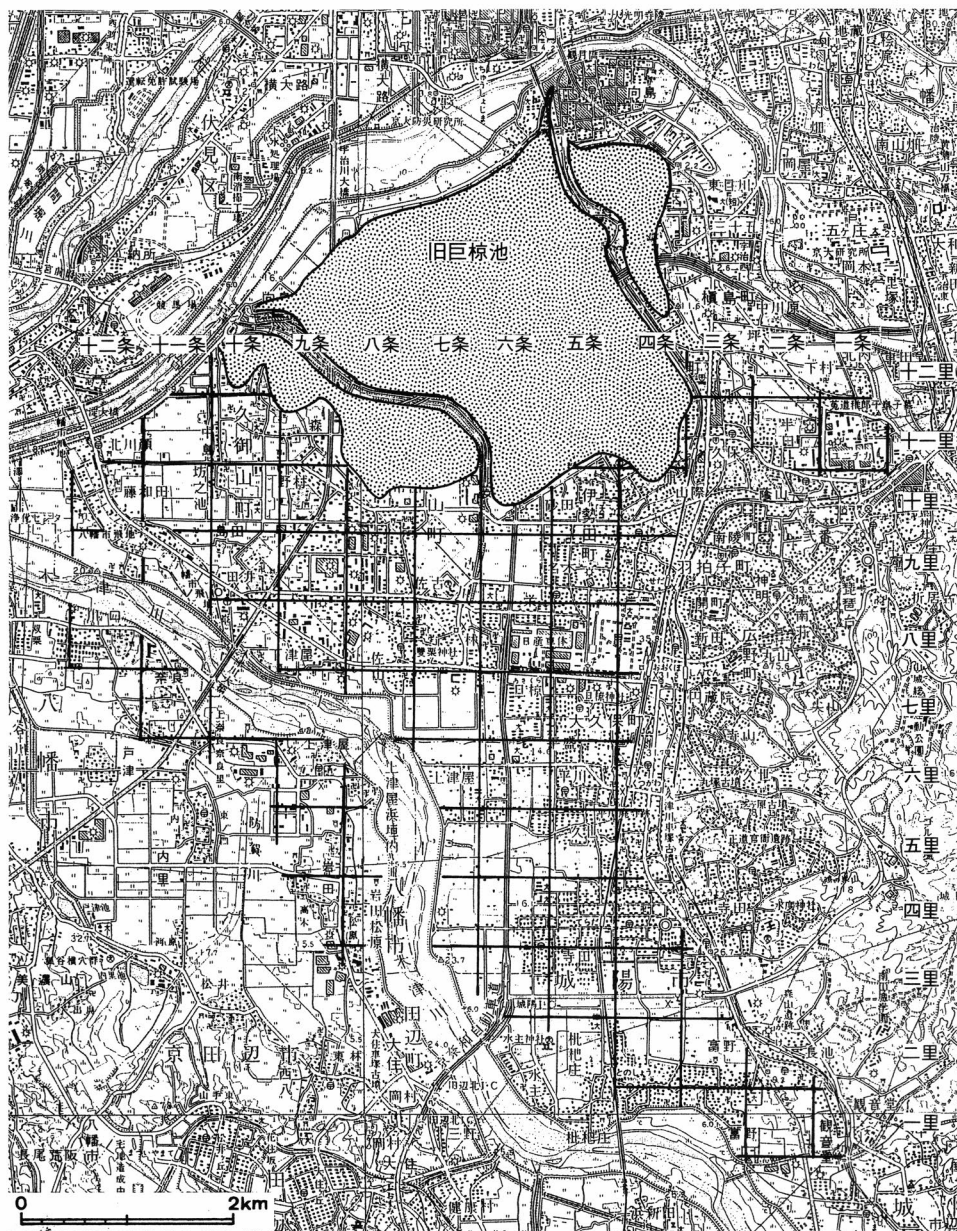
山城盆地のほぼ中央部に位置する旧久世郡は、久御山町全域と現在の宇治市・城陽市・八幡市の一部にまたがっている。郡域は、東は宇治川以西、西は木津川左岸の一部を含む3河川合流部付近、南は綴喜郡郡界から城陽市青谷北端の青谷川、北は旧巨椋池南岸と考えられている。久御山町域は沖積平野にあることから、現在も良好な条里制土地区画が広範囲に観察される。

久世郡の条里復元については、すでに先学の優れた諸研究がある。藤岡謙二郎・谷岡武雄^(注1)の両氏は、現在の土地景観には自然的景観と人工的景観が混在し、後者の景観には過去の歴史が印象づけられており、現在の土地地域理解の手段として景観の変遷研究があると示した。両氏は、南山城の久世郡・綴喜郡・相楽郡の条里景観復元を行い、古道・小道・畦畔網や村境あるいは村内の字界に条里境界が残っていることを示した。また、小字地名に残る坪名を拾い集め、条里境および1里内の坪付を明らかにした。吉田敬市氏^(注2)は、巨椋池沿岸部の条里地割と非条里地割の境界に着目し、宇治川周辺の高絵図を参考に旧巨椋池の復元を行った。また、条里地割の残る地域については、奈良時代には既に耕地であったと推測された。

先学の条里復元は、現地表にみられる道路・畦畔・水路など、条里区画について地図上に示したものであり、考古学的手法で過去の条里区画が検証されたものでなかった。近年、

久御山町で道路建設に先立つ発掘調査が大規模に実施され、平安時代にさかのぼる土地区画が検出されるに至った。

本稿では、平成10・11年度に当センターが発掘調査を実施した、市田齊当坊遺跡・佐山遺跡(注4)(継続調査中)・佐山尼垣外遺跡(注5)で検出した土地区画に関連する遺構をもとに、条里復元の検証を行うものである。資料として扱う検出遺構は、平安時代～鎌倉時代に属するもの



第1図 久世郡条里型地割図

を抽出した。検出遺構は本来の古代条里制^(注6)とは異なる可能性もあり、本稿では古代条里制との混同を避けて「条里型地割」の名称を使用した。

2. 遺跡の調査成果

久御山町域での発掘調査は平成9年度以前には皆無であり、第二京阪自動車道(京都南道路)建設に先立つ試掘調査(平成9年度)が、昭和29年の町制施行後初の調査となった。また、その後に実施した以下の3遺跡の発掘調査で、良好に遺存する条里型地割を検出している。調査により検出された地割は、現地表の道路・畦畔によく合致している。

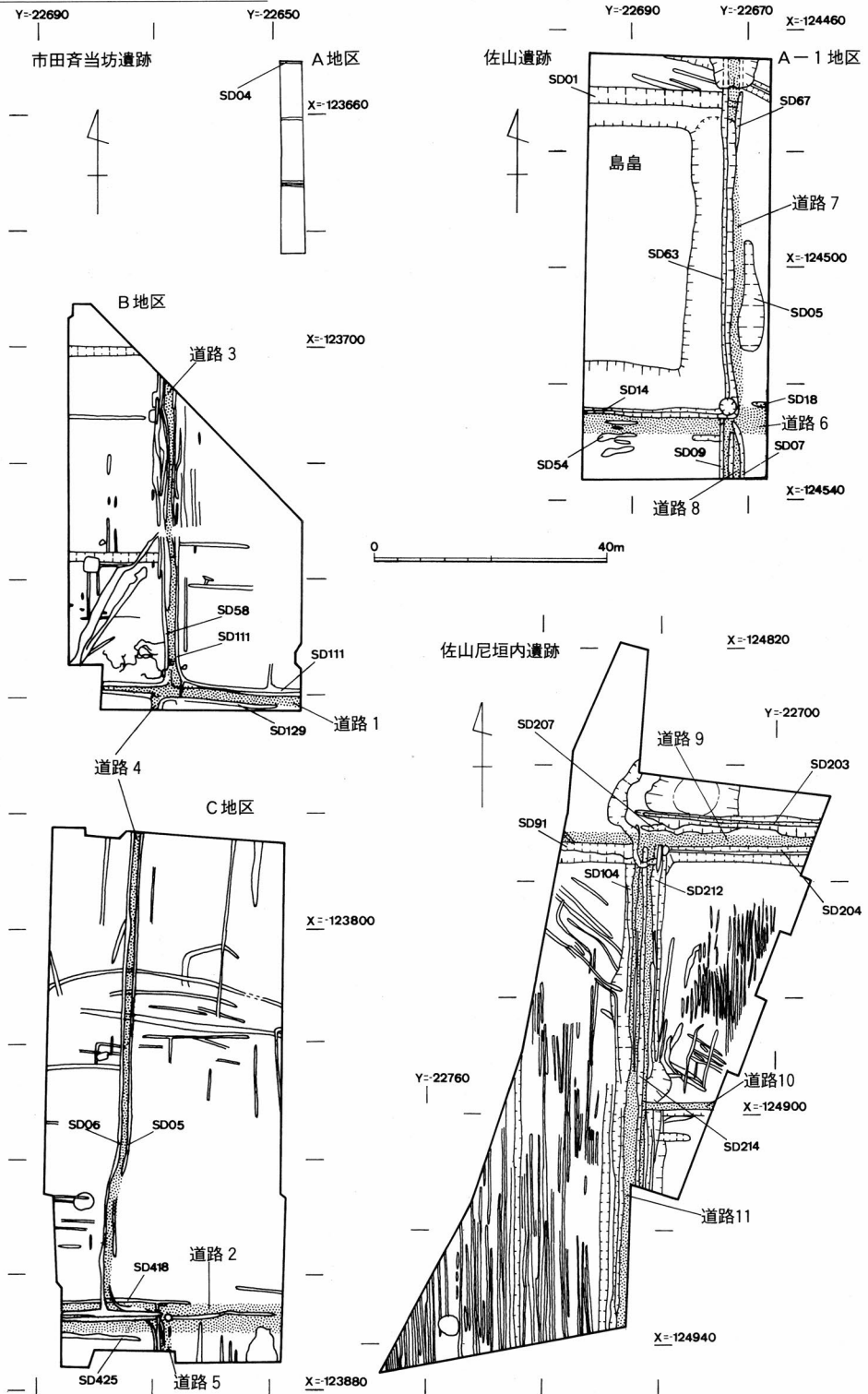
(1)市田斉当坊遺跡(第2図)

市田集落の西側、旧巨椋池の南岸部に位置する。平成10年度と11年度に調査をしている。遺跡は弥生時代中期を中心とする集落跡と中世～近世の条里型地割が検出された。弥生時代の主な検出遺構は、多重環壕・竪穴式住居跡・井戸跡・土坑・方形周溝墓がある。検出遺構や多量の出土遺物等の内容から、遺跡は当地域の拠点集落と判断される。

条里型地割の溝・道路跡・耕作溝・土坑を検出している。とくに道路跡と溝(道路側溝)は条里および坪境を示すものである。調査範囲は南北に長く、北から南にA～Dの4地区に分かれる。A地区では東西溝1条、B・C地区では直交状況にある東西・南北の道路跡(道路1～4)と側溝、D地区では併走する南北溝(道路側溝)が検出されている。B地区とC地区の南北道路については、頻繁な移動を物語る多数の溝跡や交差点のズレが認められる。なかでもB地区では幅約8m間に10数条の溝跡が集中している。また、C地区の南北道路は南部で当初の設定交差点から西に約9mの移動が確認された。

A地区北端の東西溝SD04とB地区南部の東西方向道路1の北側溝SD111の間隔は約108mを測る。道路1の南側溝SD129とC地区東西方向道路2の北側溝SD418の間隔は約106mを測る。道路1に伴う側溝(SD129・111東西溝)の心々距離は1.5～2.5mを測る。道路2に伴う側溝(SD418・425)の心々距離は5.8～6.5mを測る。この道路2に関しては、側溝の切合いから少なくとも新旧2時期、道路4に伴う側溝(SD05東西溝)の切合い状況を加えると3時期の変遷がうかがえる。

南北道路は、B地区からD地区にかけて調査地を縦断する状況で検出している。C地区南端～D地区については、側溝と判断する溝の検出から道路5の存在が確認される。B地区南北道路3は頻繁な付け替えを行っているが、側溝(SD58・111南北溝)の心々距離は1.5m前後を測る。道路1と道路2間の南北道路(道路4)は、道路3とD地区道路5を結ぶ条里型地割ラインから西に偏って存在する。B地区道路3との接続においては西に約3m、C地区道路4では西に約9mの移動が確認された。道路4も当初は、道路3と道路5を直



第2図 各遺跡検出条里型地割遺構平面図

線的に結ぶ条里型基準ライン上に存在したとみられるが、後世の削平によって同ライン上にその痕跡をとどめてはいない。

検出した道路の規模は、道路1・道路3～5が2m前後ではほぼ同規格である。唯一、道路2は約6mとその幅が3倍の規模を示す。このような状況から、小規模規格の道路1・道路3～5は坪境の道路と判断される。道路2は規模も大きく、六町四方を画する本来の条里型地割に伴う里境の道路と判断される。

道路に伴う側溝内から12～13世紀の瓦器片が出土し、溝の埋没時期を示すものと判断する。

(2)佐山遺跡(第2図)

市田齊当坊遺跡の南約500mに位置する。弥生時代後期～古墳時代の集落と、古代末～近世の条里型地割を中心とする遺跡である。遺跡は木津川と旧巨椋池間の微高地(自然堤防)上に立地する。調査は平成11～12年度に実施している。ここでは遺跡北部で実施した11年度調査地(A-1地区)検出遺構を扱う。

道路跡・溝・土坑・島畠等を検出している。調査地南部から東西方向の道路跡(道路6)、調査地東部から道路6に直交する南北方向道路跡(道路7)を検出した。

道路7はその位置関係において、市田齊当坊遺跡検出の南北道路(道路3・道路5)の延長線上に合致する。道路7に伴う側溝(SD63・67)の心々距離は約2.3mを測る。道路8の西側溝SD09はA-1地区の南で行った試掘トレンチでも、その延長が確認されている。

東西方向の道路6は、路面が後世の水田耕作で失われているが、道路に伴う側溝(SD14・54)を検出している。SD14・54間の心々距離は約4.5mを測る。北側溝SD14の東にあって、やや北に位置する東西溝SD18を道路6の北側溝とした場合、南側溝SD54延長線上との間隔は約6mを測る。検出した道路6は、規模からみて市田齊当坊遺跡検出の道路2と同様、里境の道路と判断する。

道路6と道路7により東側と南側を画された坪区画には島畠が形成され、坪内の耕作状況の一端がうかがえる。島畠には新旧2時期の島畠が確認された。いずれも同一場所に存在するが旧島畠(第2図)は条里型地割にはほぼ方位を揃える。近世段階とみる新たな島畠(図化未提示)は、旧島畠周囲の水田域の一部を島畠に取り込むと同時に、その方位を北から東に振り変える。条里型地割に合致する旧島畠は、南北約40mを測る。東西方向では、島畠西部が調査地外に延びるが、約18m分を検出している。このような島畠の状況は坪内地割が半折型であることを示す。島畠北側に東西溝(SD01)が存在し、同溝は坪内を南北に2分する地割溝とみられる。溝SD01と道路6北側溝SD14の心々距離は約54mを測る。

(3) 佐山尼垣外遺跡(第2図)

佐山遺跡の南約200m付近にあり、木津川右岸の微高地上に位置する。平成11年度に調査を行った。遺跡は縄文時代晩期・弥生時代中期～後期・平安～鎌倉時代を中心とする遺跡である。縄文～弥生時代では、溝・方形周溝墓・竪穴式住居跡が検出されている。平安～鎌倉時代では、条里型地割に伴う道路跡・溝・土坑・耕作溝等を検出している。

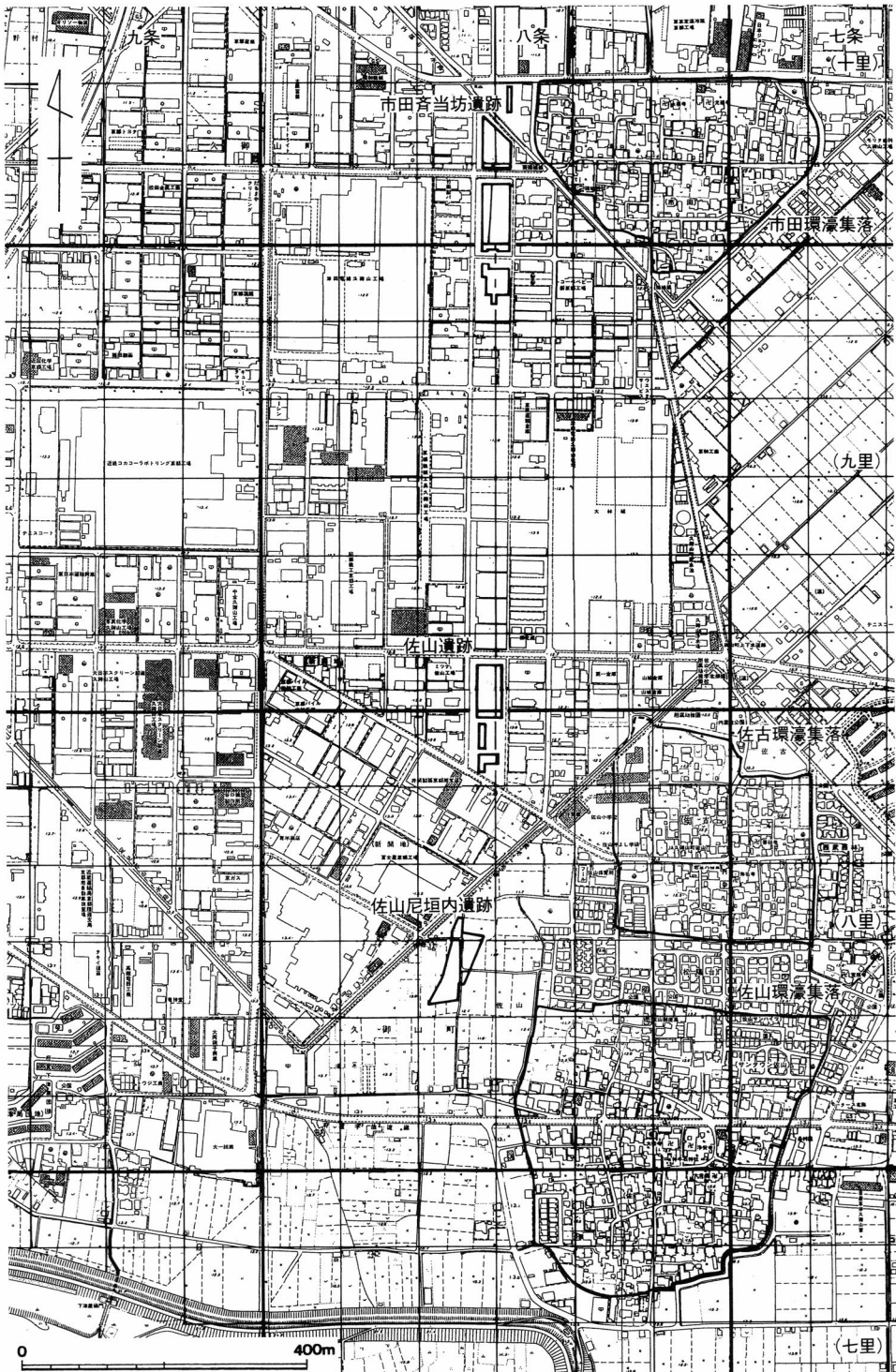
調査区北部で東西道路2本(道路9・10)、中央部を南北に貫く南北道路(道路11)が検出された。検出した各道路跡は側溝の切合いから少なくとも2時期あり、後世の道路跡は幅が拡大している状況にある。道路9にみる当初の道路跡(旧道路)に伴う側溝(SD91・204とSD207)の心々距離は、約3.3mを測る。南北に延びる道路11は切り合い関係にある多数の溝の検出から、幾度かの作り替えが明らかである。検出状況等から溝SD104と溝SD212は初期の道路に伴う側溝と判断した。同側溝間は約3mを測る。道路9の南約46mでは、比較的小規模な東西方向の道路跡(道路10)が検出された。道路幅は約1mを測る。道路10は道路11から東に派生し、西側に延びる状況にはない。

調査区中央付近で道路11に先行する時期の溝を検出している。北西から南東方向に主軸をもつ溝群であり、道路に伴う側溝の可能性がある。溝SD078から9世紀初頭頃の須恵器壺と杯の出土をみている。

3. 条里型地割遺構

久世郡条里は、条は数詞で数え、里は数詞ではなく固有名詞で呼ばれていたようである。このことは「山城国禪定寺田畠流記帳」^(注7)に二条古家里十五坪、拜師郷六条楡田上里・六条上楡田里にみる記述が残ることからわかる。久世郡については条は東から西に数えるが、里については固有の名称を特定できない。本稿では、^(注8)通例に従って久世郡の里について南から北に数詞で仮称することにする。また、里における^(注9)坪付は、南東隅を一の坪の起点として西に向かい、六の坪の後一旦北に上がり、七の坪から東に向かう千鳥式で数え、最後となる三十六の坪は北東隅で終わる。

久世郡の条里復元では、市田齊当坊遺跡・佐山遺跡・佐山尼垣外遺跡は、いずれも八条にあたっている。調査の成果を条里にあてはめると、市田齊当坊遺跡ではB地区道路3を境に西は八条十里九の坪、東は同十の坪となる。C地区では道路4を境に東は八条十里三の坪、西は同四の坪となる。第2図では省いたが、D地区は道路5を境に西は八条九里三十三の坪、東は同三十四の坪にあたる。佐山遺跡は、道路7を境に東は八条九里三の坪、西は同四の坪となる。また、道路8を境に西は八条八里三十三の坪、東は同三十四の坪にあたる。



第3図 遺跡検出条里遺構と周辺の条里型地割り

市田斉当坊遺跡検出の南北道路3～5と佐山遺跡検出の南北道路7・8は、位置関係から当地を南北に貫く一連の坪境の道路遺構である。市田斉当坊遺跡B地区道路3北端から佐山遺跡A-1地区道路8南端の約840m間において、東西の振れが僅かに認められる。道路3北端を起点として、道路8南端では真北から西に約4m偏る。角度においては1°未満の振れであり、東西南北を意識した土地区画に影響を及ぼす数値ではない。坪区画をみてみると、市田斉当坊遺跡では、八条十里十の坪の北を画するA地区SD04(南側溝)と、B地区SD11(道路1北側溝)の距離は約108mを測る。同坪南隣の三の坪では、北を画するB地区SD129(道路1南側溝)と南を画するC地区SD418(道路2北側溝)間は約106mであり、十の坪に比べやや間隔を狭める状況にある。

次に六町四方の条里型区画をみてみると、市田斉当坊遺跡C地区で九里と十里、佐山遺跡で八里と九里を画する道路を検出し、八条九里の南北規模が判明した。八条九里の北を画する道路2南側溝SD425と、南を画する道路6南側溝SD54間は約660mを測る。この距離は北側側溝間でも約661mと近似した数値が得られた。この距離内には5本の坪境道と1本の条里境道が含まれる。同条里地割の1里を660mとし、1坪108m×6坪を差し引けば道路幅分12mが残る。道路規模に関しては、道路幅分12mから条里境道路6(幅4.5m)を差し引けば、各坪境の道路幅は1.5mの数値が得られる。この坪境道の数値は、市田斉当坊遺跡道路1と道路3にはほぼ合致するが、佐山尼垣外遺跡道路9ではほぼ倍の数値結果が得られている。これについては今後検討を要する。

佐山尼垣外遺跡の調査地は八条八里に位置し、坪境道路9の北が十六の坪、南が二十一の坪にあたる。道路9北側溝のSD207と、佐山遺跡条里境路6南側溝のSD54間は、約321m(約3坪)の距離を測る。これは1坪間=107mとなるが、該当範囲に含まれる坪境道を含んだ数値であり、道路幅を差し引くとさらに短い数値(1坪間=105.5m)となる。先にみた八条九里の坪間データ(1坪=108m)とはやや異なる状況にある。

佐山尼垣外遺跡検出の南北道路11では、東側溝SD212と佐山遺跡道路8東側溝SD07間が約49mを測る。また、道路11西側溝SD104と佐山遺跡道路8西側溝SD09間は約50mである。ちなみに、佐山遺跡SD07と尼垣外遺SD104間は約54mであり、一坪を東西に2分した数値に合致する。十六の坪の西部にみる耕作状況は、耕作溝群が総て南北主軸であり、半坪単位で途切れる状況にはない。これは長地型地割の耕作状況に合致する。十六の坪は長地型地割であって、道路11は、半坪区画の畦畔等が時期を経ながら、次第に道路へと大規模化したものと判断する。道路10は、先の道路11で区画された東側の半坪をさらに細分する区画であり、道路11と同様、道路へと大規模化したものと判断する。この道路10と道路11は現在の道路とほぼ同位置に存在する。出土遺物の検討を必要とするが、道

路11および道路10は、条里型地割の坪境道である道路9より後に設置されたと現時点では判断する。

4. まとめ

発掘調査で得たデータをもとに調査地周辺域の条里型地割の検証を行った。先学諸氏の久世郡条里復元は、地表面に残る地形・構造物の現状から導き出されたものであり、本来の条里地割とは異なることも考えられた。発掘調査で得られた資料は、ことさら先学の条里復元を覆す結果を出すにはいたらず、実証する成果を得ることになった。

発掘調査では、佐山尼垣外遺跡から条里型地割に先行する溝S D 078を検出している。溝S D 078が9世紀初頭とみられることから、久世郡条里型地割の施行はそれ以後であることが明らかである。また、条里型地割に関連する佐山遺跡検出の溝S D 01は9世紀後半から10世紀初頭頃、土坑S K 23はほぼ9世紀後半とみられる。これらの状況から、当地における条里型地割の施行は、ほぼ9世紀中頃から後半頃と判断してよからう。

坪内の地割については、長地型地割(佐山尼垣外遺跡)と半折型地割(佐山遺跡)があり、混在する状況にある。また、佐山遺跡検出の島畠の形成時期は、水田土壌最下層の出土遺物から、現時点では12世紀代と判断される。

市田斉当坊遺跡・佐山遺跡・佐山尼垣外遺跡の調査成果については、現在、継続調査(佐山遺跡)および報告整理が進められているところである。今後、詳細な調査成果が出たならば、さらに久世郡条里型地割の内容や復元に貴重な資料を得ることができよう。

(たけはら・かずひこ＝当センター調査第2課調査第3係主任調査員)

注1 藤岡謙二郎・谷岡武雄「山城盆地南部景観の変遷」(『日本史研究』7) 1948

谷岡武雄『平野の開発』(古今書院) 1976

注2 吉田敬市「巨椋池湖岸変遷考」(『日本史研究』7) 1948

注3 竹原一彦「市田斉当坊遺跡の発掘調査」(『京都府埋蔵文化財情報』第72号 財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センター) 1999

竹原一彦他「国道1号京都南道路関係遺跡発掘調査概要」(『京都府遺跡調査概報』第90冊 財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センター) 1999

『市田斉当坊遺跡第2次』(京埋セ現地説明会資料99-08 財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センター) 1999

『市田斉当坊遺跡第3次』(京埋セ現地説明会資料00-03 財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センター) 2000

注4 『佐山遺跡第2次』(京埋セ中間報告資料00-05 財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センター)

2000

- 注5 『佐山尼垣外遺跡A地区』(京埋セ中間報告資料99-05 財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センター) 1999
『佐山尼垣外遺跡』(京埋セ現地説明会資料00-02 財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センター) 2000
- 注6 古代条里制としたものは、7世紀後半に成立した律令国家が施行した「班田収授法」をたやすくするため、農村地域の水田に対して実施した土地区画の方法である。この法令をもって全国一律に実施をみたわけではなく、施行・普及に至るにはかなりの年月を要したと判断される。
- 注7 『平安遺文』2-408号
- 注8 条里の列びについては、坪数詞の列び方向に連動している。この場合、久世郡では条は東から西に、里は南から北に向かって数えることになる。
- 注9 坪付については、久御山町域では市田地区に「一ノ坪」と「五ノ坪」、野村地区で「井ノ坪」の小字名が現在に残る。市田地区の「五ノ坪」が本来の八条八里「三十五ノ坪」から、野村地区の「井ノ坪」が十条九里「一ノ坪」から後世に小字名が転じたとみた場合、これらの坪名は千鳥式の坪付に合致する。

主要参考文献

- 『久御山町史』第1巻 1986
『久御山町史』資料編 1993
藤岡謙二郎『地形図に歴史を読む』第2集(大明堂) 1970
藤岡謙二郎『地形図に歴史を読む』第5集(大明堂) 1973
乾幸次『南山城の歴史的景観』(古今書院) 1988
『巨椋池干拓誌』(巨椋池土地改良区) 1962
『巨椋池』(宇治市教育委員会) 1991